自治会・町内会の法人化の手引

－地縁団体の法人化マニュアル－

近江八幡市総合政策部まちづくり協働課

近江八幡市桜宮町２３６番地

TEL：３３－３１１１（代表）

３６－５５５２（直通）

自治会・町内会の法人化の手引　目次

－はじめに－……1

1. 地縁による団体とは……1
2. 地縁による団体が法人格を得るための認可の要件……2
　(1)目的……2
　(2)区域……2
　(3)構成員……2
　(4)規約……2
3. 地縁による団体の認可申請手続き……3
4. 地縁による団体設立のための認可申請の流れ……3
5. 認可申請書類作成の留意点……5
6. 認可後の地縁による団体について……7
　(1)　認可地縁団体の性質……7
　(2)　地方自治法の規定による運営・取扱い……8
　(3)　税関係の手続き……9
　(4)　認可地縁団体への課税……9
　(5)　告示事項(代表者・事務所等)の変更手続き……10
　(6)　規約変更手続き……11
　(7)　告示事項証明書・印鑑登録証明書の発行について……12
7. 認可の取消と解散……13
　(1)認可の取り消し……13
　(2)認可地縁団体の解散……13
8. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例……14
　(1)認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは……14
　(2)申請の要件……14
　(3)申請の流れ……15
　(4)地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料……16
　(5)その他……17
様式・参考資料集……18

－はじめに－

自治会・町内会等は「権利能力なき社団」と位置付けられ、法人格を持てなかったことから、自治会館等の財産をもっている場合、団体の名義での不動産登記ができませんでした。 そのため、不動産の登記名義を当該団体の会長個人又は役員の共有名義としなければならなかったことにより、名義人の死亡による相続問題や不動産の差押え等の財産上の問題が生じることがありました。

このような問題を解消するため、平成３年４月２日の地方自治法の改正により、不動産を保有又は保有を予定している自治会・町内会等に法人格を与え、登記名義人になれる「認可地縁団体制度」が創設されました。その後、高齢者等への生活支援や地域交通の維持、地域の特産品開発・販売等、幅広い地域活動を行う自治会・町内会等もあることから、令和３年に地方自治法が改正され、令和３年11月26日からは不動産を保有（予定）していなくても、市長の認可により法人格を得ることが可能となりました。

この手引では、自治会・町内会等が法人格を取得する際の申請手続き等について、主な概要を説明しています。

1．地縁による団体とは

地方自治法第260条の2では、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体を「地縁による団体」と定義づけています。本市の場合、良好な地域社会の維持、形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的としている自治会や町内会と言われる団体であり、それらの区域内に住所を有することのみを構成員の資格としています。

これに対し、法人格を得る目的だけに組織された名前だけの自治会や、区域の中で極めて少人数の者が組織する集まり、また青年団や婦人会、スポーツ少年団、伝統芸能保存会等、活動の目的が限定的に特定されている団体は、地縁による団体とは認められません。



2. 地縁による団体が法人格を得るための認可の要件

地縁による団体が法人格を得るための認可要件は、以下の4点となっています。なお、認可後にこれらの要件を満たさなくなった団体は、市長により認可が取り消されることがあります(13 ページ)。

(1)目的

地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

(2)区域

地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって安定的に存続している区域の現況によらなければならないとされています。

(3)構成員

地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。認可を受けた地縁による団体は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないこととされます。また、認可を受けた地縁による団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱をしてはならないとされています。

(4)規約

規約(会則)を定めていること。この規約には、次の8つの事項を必ず定める必要があります。

① 目的
② 名称
③ 区域
④ 主たる事務所の所在地
⑤ 構成員の資格に関すること
⑥ 代表者に関する事項
⑦ 会議に関する事項
⑧ 資産に関する事項



3. 地縁による団体の認可申請手続き

地縁による団体が、法人格を得るための認可の申請を行うにあたっては、当該団体の規約に基づき招集された総会において認可を申請する旨の議決を行う必要があります。また、この総会における決定に際し、認可申請に必要となる重要事項で認可の申請書類に明記すべき事項については、同時に総会で決定しておくことが望まれます。

これらの総会を経て、代表者が認可申請書類を揃えて市長に対し認可を申請することになり、認可申請書類を審査のうえ認可・不認可が決定されます。

4. 地縁による団体設立のための認可申請の流れ

1　事前準備

・申請者（地縁による団体の代表者。自治会長等）は、規約の整備や運営、書類の作成等をまちづくり協働課（以下「市」という。）と相談します

・自治会等の名義にする不動産の所有権の把握や移転の同意、不動産登記の経費（登録免許税、手数料等）の準備等、司法書士や税理士等を通じて確認します

2　総会の開催

・地縁による団体は既存の自治会規約等がある場合は、それに基づき総会を開催します

・総会では、①認可を申請する旨の決定、②認可要件に合致する規約の決定または変更、③代表者の決定、④構成員の確定、⑤区域の確定、を決議します

・上記の資料として、規約、総会議事録、（代表者）承諾書、会員名簿等、申請に必要な資料を作成します

3　申請手続き

・地縁による団体は、認可申請書類を市長へ提出します（「5.認可申請書類作成の留意点」に作成の詳細を記載。5ページ～）

4　審査

・市は、地縁による団体から提出された申請書類や認可要件の審査を行います。審査の結果、書類や認可要件の不備があれば地縁による団体へ連絡し、認可に向けた指導を行います

5　認可・告示

・市長の認可により、地縁による団体は法人格を取得することとなります

（＝認可地縁団体）

・市長がこのことを告示し、これをもって地縁による団体は、認可地縁団体として法人になったこと及び告示事項を第三者に対し対抗できることとなります

・告示事項は以下の通りです

①名称　②規約に定める目的　③区域　④主たる事務所　⑤代表者の氏名　⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）　⑦代表者の有無（代理人がある場合には、その氏名及び住所）　⑧規約の解散事由を定めたときはその事由　⑨認可年月日　等

6　印鑑登録

・近江八幡市認可地縁団体印鑑条例に基づき、団体の印鑑登録を行います

7　法務局にて不動産の登記（不動産を保有する場合）

・認可地縁団体は、不動産登記に必要な証明書（告示事項証明（地縁団体台帳の写し）、印鑑登録証明書）の発行をまちづくり協働課に請求します（有料。12 ページ）

・その他の不動産登記に必要な書類を揃えて、法務局（大津地方法務局東近江出張所　TEL:（0748）22-0494）にて手続きを行います。

8　税務関係手続き

・認可地縁団体は、県税事務所及び市税務課へ法人の設立等に関する届出をします（「6. 認可後の地縁による団体について」で詳細を記載。7ページ～）

9　変更手続き

・告示事項・規約の変更があった場合は所要の届出・申請が必要になります

（10 ページ～）

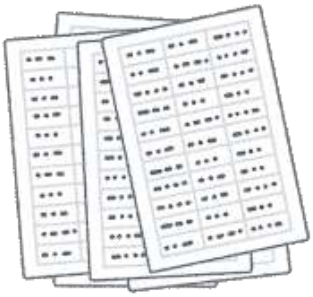
5. 認可申請書類作成の留意点

地縁による団体が市長の認可を受けるためには、総会における認可を申請する旨の決定を行った上で、代表者が以下に示す書類を揃えて申請することになります。各書類の様式は「様式・参考資料集」(18 ページ～)に掲載していますので、表中の留意点を確認しながら作成してください。

	書類名	留意点	頁
1	認可申請書	実際に認可申請書を提出する年月日が申請年月日となります。	19
2	規約(会則)	規約モデルを参考に作成していただきます。 規約の内容は、地方自治法第 260 条の2の各項に従った内容とすると同時に、第 260 条の3から第 260 条の 40 までの内容に従ったものとする必要があります。 (2ページ、24 ページ)。	24
3	認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類	認可を申請する旨を決定した地縁による団体の総会の議事録の写しで、議長及び会議において選任された議事録署名人(2名以上)の署名、押印のあるものが必要です。	39
4	構成員の名簿	特に定まった様式はありませんが、年齢性別を問わず、会員である場合は構成員全員の住所・氏名を記載したものとなります。	31
5	その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類	一般的には前年度の事業活動報告として総会に提出した報告書等であり、広く地域的な共同活動の具体的な活動内容がわかる程度の記載が必要となります。	－
6	申請者が代表者であることを証する書類	申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び会議において選任された議事録署名人(2名以上)の署名、押印のあるものと、申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写しで申請者本人の署名、押印のあるものが必要です。	32・39
7	認可申請にかかる補足資料	補足添付資料については、団体の範囲を自治会で確認するために必要と考えていますので、添付をお願いします。 補足添付資料:規約に定める区域を表示する図面	20

議事録については、上記の認可を申請することについて総会で議決したことを証する事項(3)、申請者を代表者に選出する旨の議決を行った事項(6)に加え、総会の設立から認可申請に必要となる重要事項で認可の申請書類に明記すべき事項の議決経過が記載されたものが望まれます。





6. 認可後の地縁による団体について

（1）認可地縁団体の性質

市長の認可を受けた地縁による団体（＝認可地縁団体）は、法人としてそれまでと異なった法的な位置付け及び取扱いがなされることとなり、その目的の範囲内で権利能力を有します。その主な内容は下表のとおりです。

権利	**団体名義での資産の登記** 法務局で手続きを行い、団体名義で不動産登記ができます。これにより、「代表者の個人名義」や「住民複数人名義」での登記に起因するトラブルを防止することができます。 なお、登記には登録免許税や司法書士への報酬等が必要となります。また、市が発行する「告示事項証明書（地縁団体台帳の写し）」「印鑑登録証明書」が必要になりますので、まちづくり協働課で申し込み、入手してください（それぞれ手数料 300 円が必要です。12 ページ）。
	団体名義での法律行為 法人格の取得により、目的（地域的な共同活動）の範囲内において、団体名義で契約をはじめとする法律行為の主体となることができます。
	幅広い地域活動の安定的・継続的運営 高齢者等への生活支援や地域交通の維持、地域の特産品開発・マーケット運営等の経済活動等、当該団体が地域で求められる役割を安定的・継続的に果たすことができます。
義務	**地方自治法の規定による運営・取扱い** 認可地縁団体の運営・取扱いについて、その一部が地方自治法で定められています。
	税関係の手続きと納税義務 認可後に県税事務所、市税務課に法人の設立等に関する届出をしなければなりません。 また、法人として、納税の義務を負います。ただし、収益事業を行わない団体は、登録免許税を除き、非課税（もしくは減免）となる場合があります（9ページ）。
	規約の変更手続き 団体の名称や区域など、規約が変更になる場合は市長の認可が必要になります。事前にまちづくり協働課と協議の上、規約変更の手続きを行ってください（11 ページ）。
	告示事項の変更手続き 代表者や主たる事務所の所在地が変わった時など、告示されている内容に変更がある場合は、市長への届出が必要になります（10 ページ）。

なお、認可地縁団体は、住民の自発的な意思に基づく任意団体としての団体自身の性格は、認可前と変わるものではありません。また、市との関係についても基本的に変わるものではありません。

（2）地方自治法の規定による運営・取扱い

認可地縁団体は、地方自治法（以下、「法」という。）により認められた団体ですので、法に則した規約を定めるとともに、いくつかの義務が課せられ、より民主的な運営が求められます。規約に基づいた運営を行うとともに、特に以下の事項について注意してください。

① 団体の独立性【法第260条の2 第6項】

認可により行政機関の一部となることや、市の監督下に置かれることはありません。認可の有無に関わらず、「住民の自発的意思に基づく団体」です。

② 構成員について【法第260条の2 第7項～8項】

正当な理由なく、（その者が加入することで団体の目的・活動が著しく阻害される等を除き）住民の加入を拒むことはできません。また、構成員に対する不当な差別扱いも禁止されています。また、構成員とは区域に住所を有する個人であれば、年齢、性別等を問わないとされているため、会員である場合には子どもの名前なども記載する必要があります。

③ 政治的中立【法第260条の2 第9項】

認可地縁団体を特定政党のために利用することは禁止されています。

④ 代表者の行為についての損害賠償責任【法第260条の2 第15項】

認可地縁団体は、代表者が職務を行う上で他人に損害を与えてしまった場合、賠償する責任を負います。

⑤ 財産目録の作成【法第260条の4 第1項】

認可申請時と毎年度終了時に財産目録を作成し、常に事務所に備え置かなければなりません。

⑥ 構成員の名簿の更新【法第260条の4 第2項】

構成員名簿を備え置き、変更がある場合は更新しなければなりません。

⑦ 総会について【法第260条の13～法第260条の19】

- 年1回以上の通常総会と、一定数の構成員から請求があった場合には臨時総会を開催しなければなりません。
- 総会の開催の遅くとも5日前までに、会議の目的を示して周知しなければなりません。
- 規約で代表者や役員に委任したものを除き、団体の事務にはすべての総会の決議が必要です。
- 構成員の表決権は平等とする必要があります。
- 団体と特定の構成員との関係を議決する場合には、その構成員は表決権を有しません。

⑧ 代表者について【法第260条の5～法第260条の10】

- 1人の代表者を置かなければなりません。
- 代表者は団体のすべての事務において、認可地縁団体を代表します。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければなりません。
- 団体と代表者の利害が相反する場合は、代表権を有しません。

（3）税関係の手続き

認可地縁団体は、下記の書類を提出しなければなりません。

提出先	提出書類	
	収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
近江八幡税務署	–	・収益事業開始届出書
西部県税事務所	・法人の事業開始等届出書 （設立の届出）	・法人の事業開始等届出書 （収益事業開始の届出）
近江八幡市役所 税務課	・法人設立（開設）申告書 （設立の届出）	・法人設立（開設）申告書 （収益事業開始の届出）

※設立届出の際に県税事務所、市役所税務課に提出する書類として、申告書のほか、認可書の写し（地縁台帳の写し（告示事項証明書）でも代用可）、規約の写しが必要です。また、書類に押印する印鑑は団体の印鑑になります。

必要な書類等は、各機関にお問い合わせください。

（4）認可地縁団体への課税

認可地縁団体は下表の通り申告納税の義務を負います。ただし、「税目」や「収益事業の状況」（固定資産税については、その不動産の用途）によって減免措置が適用となる場合があります（申請要）。なお、「収益事業」の範囲については「法人税基本通達第15章」を参照してください（不動産貸付業、駐車場業、倉庫業等。国税庁 HP 等参照）。

税　目		収益事業を 行わない場合	収益事業を 行う場合	問い合わせ先
国税	法人税	課税対象外	課税対象	近江八幡税務署 （代表）TEL（0748）33-3141
	消費税	免税	課税（または免税）	
	登録免許税 （登記の際）	課税	課税	**大津地方法務局東近江出張所** **TEL（0748）22-0494**
県税	法人県民税 （申告）	法人税割：非課税 均等割：課税 ※課税免除措置あり	法人税割：課税 均等割：課税	西部県税事務所 TEL（077）522-9804
	法人事業税 （申告）	非課税	課税	
	不動産取得税	課税 ※減免措置あり	課税	中部県税事務所 TEL（0748）22-7709
市税	法人市民税 （申告）	法人税割：非課税 均等割：課税 ※減免措置あり	法人税割：課税 均等割：課税	近江八幡市役所税務課 法人市民税に関すること TEL（0748）36-5505
	固定資産税	課税 ※減免措置あり	課税	固定資産税に関すること TEL（0748）36-5506

（5）告示事項（代表者・事務所等）の変更手続き

告示事項について変更があったときは、代表者が告示事項変更届出書に告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて、市長に対し届け出を行わなくてはなりません。総会議決後に、関係書類を提出してください。なお、告示事項は下記の通りです【再掲】。

①名称　②規約に定める目的　③区域　④主たる事務所　⑤代表者の氏名
⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）　⑦代表者の有無（代理人がある場合には、その氏名及び住所）
⑧規約の解散事由を定めたときはその事由　⑨認可年月日　等

1　総会の開催

・規約に従い総会を開催

【協議事項】
① 変更する事項についての議決
（代表者変更の場合）

→ 【作成資料】
総会議事録
代表者の就任承諾書

2　申請

【提出書類】
① 告示事項変更届出書
② 総会議事録
③ 代表者変更の場合は代表者の就任承諾書

3　審査

・提出書類の内容等を市で審査

4　告示

・市長の告示により変更の効力が発生

告示事項（代表者等）の変更を行うと印鑑登録内容が変更します。このため、変更後の印鑑登録証明書が必要になる場合は、変更後の代表者による登録申請が必要になります
（「（7）告示事項証明書・印鑑登録証明書」で詳細を記載（12ページ））



（6）規約変更手続き

規約を変更する場合、総会の議決後に市長がその内容を認可してはじめて有効な規約となります。規約の内容に不備がある場合は、認可できないこともありますので、規約を変更する予定がある段階で、一度まちづくり協働課にご相談ください。総会で議決が得られれば、下記に基づき関係書類を提出してください。

なお、規約の変更に伴い、告示事項に変更が生じる場合は、告示事項変更届出書の提出も併せて必要となりますのでご注意ください。

1　総会の開催

・規約に従い総会を開催

【協議事項】　　【作成資料】

①　規約変更についての議決 → 総会議事録

→ 変更の内容、理由を記載した書類（新旧対照表、新しい規約等）

2　申請

【提出書類】

①　規約変更認可申請書

②　規約変更の内容及び理由を記載した書類

③　総会議事録

3　審査

・提出書類の内容等を市で審査し、認可または不認可の決定

4　告示

・市長の認可により、規約変更の効力が発生

→市は、認可地縁団体台帳を変更し、代表者に規約変更認可通知書を発送



（7）告示事項証明書・印鑑登録証明書の発行について

不動産登記等に必要になる「告示事項証明書（市が作成する地縁団体台帳の写しによる証明書）」や「印鑑登録証明書」が必要です。それぞれ発行までに少々お時間がかかります。事前にまちづくり協働課までご連絡いただくか、時間に余裕をもってお申込みください。

① 告示事項証明書（地縁台帳の写し）の発行について

項 目	受付窓口	手数料	必要なもの
告示事項証明書（地縁団体台帳の写し）	まちづくり協働課（会計は市民課）	300 円	・住民票/戸籍等/印鑑証明交付申請書

※令和8年10月1日より、告示事項証明書（認可地縁団体台帳の写し）に記載の代表者の住所は原則非表示となります。
ただし、金融機関等との取引や不動産取引等の場面で、住所を記載した証明書が必要な場合があるため、本人からの申し出がある場合は住所を表示した写しを交付することができます。

② 印鑑登録と印鑑登録証明書の発行について

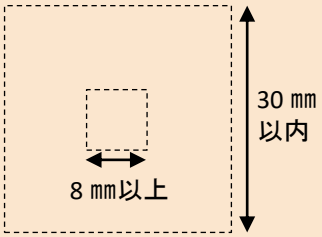
認可地縁団体は、団体名義で印鑑登録を行うことができます。印鑑登録関係及び証明書の発行に関する手続きは下表の通りとなります。原則、これらの手続きは代表者本人が行ってください（代理人の場合は委任の旨を証する書面が必要です）。

項 目	受付窓口	手数料	その他必要なもの
団体の印鑑登録 印鑑登録内容の変更 印鑑登録の廃止	まちづくり協働課	無料	・認可地縁団体印鑑登録（廃止）申請書 ・代表者等の個人印鑑（近江八幡市印鑑条例の規定により登録されているもの） ・代表者等の印鑑登録証明書 ・団体の印鑑 ・代表者等の運転免許証など官公署発行の顔写真付身分証明書
印鑑登録証明書の発行	まちづくり協働課（会計は市民課）	300 円	・住民票/戸籍等/印鑑証明交付申請書 ・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 ・団体の印鑑 ・代表者等の運転免許証など官公署発行の顔写真付身分証明書

※代表者の変更などがあった場合は市で自動的に登録を抹消します。変更後の印鑑登録証明書が必要となる場合は、団体の印鑑登録の再登録が必要となります。

※上記の各申請書等は、市ホームページかまちづくり協働課の窓口で入手してください（34 ページ）。

■登録できない印鑑
・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
・印影の大きさが1辺の長さ8㎜の正方形に収まるもの又は1辺の長さ 30 ㎜の正方形に収まらないもの
・陰影を鮮明に表しにくいもの
・その他、認可地縁団体印鑑として適当でないもの



7. 認可の取消と解散

(1)認可の取り消し

認可地縁団体が次の事項に該当する場合、認可の取り消しとなります。

① 認可要件を満たさなくなった場合（2ページ）
- 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を目的としなくなったり、現にその活動を行っていないと認められる場合
- 区域が、客観的に明らかなものとして認められない場合
- 区域内の住民の加入を、正当な理由なく拒否したり、相当数の者が現に構成員となっていない場合
- 規約が無効である場合

② 不正な手段により認可を受けたとき

(2)認可地縁団体の解散

認可地縁団体が次の事項に該当する場合、団体は解散となります。

① 規約で定めた解散事由の発生
② 破産手続き開始の決定
③ 認可の取消し
④ 総会において、規約で定めた定数の会員の賛成で、解散することが決議されたとき
⑤ 構成員が「相当数」に充たなくなった場合

※倒産、解散及び清算については、裁判所の監督下で手続きを進めることとなります。

8. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

(1)認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは

認可地縁団体に名義を変更しようとした不動産が、既に亡くなった人の名義になっている場合、古い名義人であるほど、相続の確定に多大な労力を要します。

そのため、平成27年4月1日より、地方自治法が改正され、認可地縁団体が一定期間所有(占有)していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が知れない場合、一定の手続きを経ることで、認可地縁団体へ所有権の移転の登記をできるようにする特例制度が設けられました。

なお、市の認可を受けていない地縁団体が、特例制度の対象となる不動産を所有している場合は、市の認可を受けて認可地縁団体を設立した後であれば、特例適用を申請できます。

(2)申請の要件

下記の全ての要件を満たしている必要があります。

① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
② 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること
③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
④ 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと



（3）申請の流れ

1　事前準備

・書類の作成や状況等について、まちづくり協働課と相談
・地縁団体名義にする不動産の所有者の把握、所在が判明している登記関係者から地縁団体名義への変更（特例適用申請）の同意取得等

2　総会の開催

・規約に従い、総会を開催

【協議事項】　　【作成資料】

① 申請不動産の所有に至った経緯について議決 → 総会議事録

（保有資産目録又は保有予定資産目録に、申請不動産の記載がない場合）

② 特例適用を申請する議決 → 公告申請書

3　申請

【提出書類】

① 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（33 ページ）
② 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
③ 認可申請時に提出した保有資産目録又は保有予算資産目録
ただし、当該書類に申請不動産の記載がないときは、申請不動産の所有に係る事項について総会で議決したことを証する書類
④ 申請者が代表者であることを証する書類
⑤ 法第 260 条の 38 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

・地縁団体名義にする不動産の所有者の把握、所在が判明している登記関係者から地縁団体名義への変更（特例適用申請）の同意を得ておくことが望ましい

4　審査

・申請の要件、提出書類の内容等を市で審査

5　公告

・要件を満たしている場合、下記の事項について市長が3ヶ月以上の公告を実施

【提出書類】

① 法第 260 条の 38 第 1 項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
② 申請書様式に記載された申請不動産に関する事項
③ 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人のほか申請不動産の所有権を有することを疎明する者である資料
④ 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

6　情報提供

・異論がなかった場合、登記関係者の同意があったとみなし、市長は申請認可地縁団体に対し、書面にて公告結果の情報提供を実施

7　登記

・申請認可地縁団体は、情報提供の書面を含む必要書類を持参し、法務局で登記

（4）地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

（ア） 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること

（イ） 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と所有していること

① 申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等

② ①のほか、
- ・公共料金の支払領収証
- ・閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- ・旧土地台帳の写し
- ・固定資産税の納税証明書
- ・固定資産課税台帳の記載事項証明書　等

③ ②の資料が入手困難な場合は、入手困難な理由書を提出するほか、
- ・認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面
- ・認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真　等

（ウ） 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること

① 下記の書類
- ・認可地縁団体の構成員名簿
- ・市が保有する地縁団体台帳
- ・墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合）　等

② ①の資料が入手困難な場合は、入手困難な理由書を提出するほか、

・申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面　等

（エ）　当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

・登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記記録者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面（不在証明書）
・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
・申請不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

※なお、登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこととは、全部の所在が知れていること以外は全て含まれることとなるため、登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たすこととなります。
この場合において、公告期間中に異議が述べられ、当該手続きが中止になることのないよう、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいです。

（5）その他

当該特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみの申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。



様式・参考資料集

年　月　日

近江八幡市長　様

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名

住所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

1. 規約
2. 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
3. 構成員の名簿
4. 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
5. 申請者が代表者であることを証する書類

認可申請にかかる補足資料

認可申請団体名称		
代表者	住所	
	氏名	

補足添付資料

・規約に定める区域を表示する図面（別紙の通り）

・認可申請時の構成員の加入状況

構成員 （A）	構成員世帯数 （B）	住民総数 （C）	加入率 A／C×100 （小数点以下第2位四捨五入）
人	世帯	人	%

年　月　日

近江八幡市長　様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名

住所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1　変更があった事項及びその内容

2　変更年月日

年　　月　　日

3　変更の理由

年　月　日

近江八幡市長　様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名

住所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）
1　規約変更の内容及び理由を記載した書類
2　規約変更を総会で議決したことを証する書類

【財産目録】

年　月　日

区分	所在数量等	金額(評価額)	備考
(資産の部) Ⅰ流動資産 1現金預金 (1)　現金 現金手許有高 (2)　当座預金 〇〇銀行△△支店 (3)　普通預金 〇〇銀行△△支店 2未収会費 〇〇年度会費　×名 Ⅱ固定資産 1土地 2建物 3構築物 4車輌運搬具 5計器備品、応接セット 6電話加入権 7有価証券 〇分利国際			
資産合計		A	
(負債の部) Ⅰ流動負債 預り金 Ⅱ固定負債 長期借入金 〇〇銀行〇〇支店			
負債合計		B	
差引正味財産(A－B)			

(注)1　法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること。

2　備考の欄には、使用目的、寄付者その他を記入すること。

規約(会則)のモデル

―章立ての例―

第1章総則

第1条(目的)、第2条(名称)、第3条(区域)、第4条(主たる事務所)

第2章　　会員

第5条(会員)、第6条(会費)、第7条(入会)、第8条(退会等)

第3章　　役員

第9条(役員の種別)、第10条(役員の選任)、第11条(役員の職務)
第12条(役員の任期)

第4章　　総会

第13条(総会の種別)、第14条(総会の構成)、第15条(総会の権能)
第16条(総会の開催)、第17条(総会の招集)、第18条(総会の議長)
第19条(総会の定足数)、第20条(総会の議決)、第21条(会員の表決権)
第22条(総会の書面表決等)、第23条(総会の議事録)

第5章　　役員会

第24条(役員会の構成)、第25条(役員会の権能)、第26条(役員会の招集等)
第27条(役員会の議長)、第28条(役員会の定足数等)

第6章　　資産及び会計

第29条(資産の構成)、第30条(資産の管理)、第31条(資産の処分)
第32条(経費の支弁)、第33条(事業計画及び予算)
第34条(事業報告及び決算)、第35条(会計年度)

第7章　　規約の変更及び解散

第36条(規約の変更)、第37条(解散)、第38条(残余財産の処分)

第8章　　雑則

第39条(備付け帳簿及び書類)、第40条(委任)

附則

○○○○自治会規約(案)

第1章　総則

(目的)

第1条　本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域　社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(1)回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

(2)集会施設の維持管理

(3)美化・清掃等区域内の環境の整備

(4)交通安全、地域安全、防災活動の推進

(5)スポーツ、レクリエーション活動

(6)文化レクリエーション活動

(7)行政機関に対する要望、陳情等

(8)その他本会目的達成に必要な事業

(名称)

第2条　本会は○○○会と称する。

(区域)

第3条　本会の区域は、近江八幡市○○町○○番地から○○番地までの区域とする。

(主たる事務所)

第4条　本会の主たる事務所は、滋賀県近江八幡市○○町○○番地に置く。

第2章　会員

(会員)

第5条　本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条　第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2　本会は、前項の入会申込みがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）
第8条　会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。
（1）第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
（2）本人より退会届けが会長に提出された場合
2 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章　役員

（役員の種別）
第9条　本会に次の役員を置く。
（1）会長1名
（2）副会長〇名
（3）その他の役員〇名
（4）監事〇名
（役員の選任）
第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。
2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。
（役員の職務）
第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3 監事は次に掲げる業務を行う。
（1）本会の会計及び資産の状況を監査すること。
（2）会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
（3）会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
（4）前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の召集を請求すること。
（役員の任期）
第12条 役員の任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第４章　総会

（総会の種別）

第13条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（総会の構成）

第14条　　総会は会員をもって構成する。

（総会の権能）

第15条　総会はこの規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

（総会の開催）

第16条　通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（1）会長が必要と認めたとき。

（2）総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

（3）第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

（総会の招集）

第17条　総会は会長が招集する。

2　会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から、〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

（総会の議長）

第18条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第19条　総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

（総会の議決）

第20条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会員の表決権）

第21条　会員は、総会において各々1箇の表決権を有する。

2　規約の変更、財産処分及び解散の議決以外については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

（総会の書面表決等）

第22条　止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2　前項の場合における第19条及び第20条の規程の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第23条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

（3）開催目的、審議事項及び議決事項

（4）議事の経過の概要及びその結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章　役員会

（役員会の構成）

第24条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）

第25条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

（1）総会に付議すべき事項

（2）総会の議決した事項の執行に関する事項

（3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第26条　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2　会長は、役員の〇分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。

3　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも〇日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）

第27条　役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）

第28条　役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは、「役員」と読み替えるものとする。

第6章　資産及び会計

（資産の構成）

第29条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（1）別に定める財産目録記載の資産

（2）会費

（3）活動に伴う収入

（4）資産から生ずる果実

（5）その他の収入

（資産の管理）

第30条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第31条　本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の〇以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第32条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第33条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第34条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

（会計年度）

第35条　本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年△月△日に終わる。

第7章　　規約の変更及び解散

（規約の変更）

第36条　この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、近江八幡市長の認可を受けなければ変更することができない。

（解散）

第37条　本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

（残余財産の処分）

第38条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の〇以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章　雑則

（備付け帳簿及び書類）

第39条　本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（委任）

第40条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会に議決を経て、〇〇が別に定める。

附則

1　この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

2　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3　本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

会員名簿［　　自治会］

住所	氏名	住所	氏名

No.

承　諾　書

地縁による団体の名称

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

地縁による団体の主たる事務所の所在地

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の地縁による団体の代表者になることを承諾いたしました。

年　　月　　日

（住所）

（氏名）　　印

年　　月　　日

近江八幡市長　　様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第２６０条の３８第１項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○　申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名　　称	延　床　面　積	所　　在　　地

・土地

地　　目	面　　積	所　　在　　地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住　　所

（別添書類）

１　申請不動産の登記事項証明書
２　申請不動産に関し、地方自治法第２６０条の３８第１項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
３　申請者が代表者であることを証する書類
４　地方自治法第２６０条の３８第１号各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

別記様式第１号(第４条関係)

認可地縁団体印鑑登録申請書

(あて先)
近江八幡市長

年　　月　　日

登録しようとする認可地縁団体印鑑				
		認可地縁団体の名称		
		認可地縁団体の主たる事務所の所在地		
	(資格) 氏　名	(　　) 印	生年月日	年　月　日
	住　所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者　□　本　人　　住　所

　　□　代理人　　氏　名

(注意事項)

1　この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

2　登録しようとされている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。

3　氏名の次には本市において登録されている個人の印鑑を押印してください。

4　資格(　　)の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

別記様式第２号(第４条関係)

認可地縁団体印鑑登録原票

登録認可地縁団体印鑑

認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
(資格) 氏名	(　　)	生年月日	年　月　日
住所			

登録番号	第　　号
登録年月日	年　　月　　日
認可地縁団体の認可年月日	年　　月　　日

別記様式第３号(第４条関係)

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

(あて先)
近江八幡市長

年　　月　　日

<table>
<tr><td rowspan="3">廃止しようとする
認可地縁団体印鑑

</td><td colspan="2">認可地縁団体の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">認可地縁団体の主たる
事務所の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(資格)
氏　名</td><td>(　　)</td><td>生年
月日</td><td>年　月　日</td></tr>
</table>

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者　□　本　人　　住　所

　　□　代理人　　氏　名

(注意事項)

1　この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

2　登録している地縁団体印鑑を亡失された場合には、本市において登録されている個人の印鑑を添付してください。

3　資格(　　)の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

別記様式第４号(第４条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

(あて先)
近江八幡市長

年　　月　　日

登録されている認可地縁団体印鑑				
	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
	(資格) 氏　名	(　　)	生年月日	年　月　日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書＿＿＿＿枚の交付を申請します。

申請者　□　本　人　　住　所

□　代理人　　氏　名

(注意事項)

1　この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

2　資格(　　)の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

別記様式第５号(第４条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書

<table>
<tr><td rowspan="4">印　　影</td><td colspan="2">認可地縁団体の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">認可地縁団体の主たる
事務所の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>（資格）
氏　名</td><td>（　　）</td><td>生年
月日</td><td>年　月　日</td></tr>
</table>

この写しは、登録された印影に相違ないことを証明します。

年　　月　　日

近江八幡市長　　印

作 成 例

令和〇〇年度　△△自治会□□総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日時　令和〇〇年△△月□□日　××時 ～ ××時

場所　〇〇自治会館(近江八幡市△△町□□番地)

名前は全てフルネームで記載してください。

2. 出席状況

〇〇名中　△△名(内、委任状による出席者□□名)

3. 総会次第

(1)開会　〇〇〇〇自治会長

(2)議長の選出　△△△△氏

(3)議事録署名人の選出　□□□□氏 、××××氏

(4)議事の経過と結果(抜粋)

◎ 第1号議案　認可地縁団体申請について

認可地縁団体になること、構成員の確定

―議事の様子を記載―

満場一致により承認を得ましたので可決されまし

人数の把握ができる表現にしてください。

【例】
〇 満場一致、全員の挙手
　8割の賛同　等
× 盛大な拍手、概ねの賛成　等

◎第2号議案　自治会会則の変更について

認可地縁団体となるのに会則を改正したため、議案を提出する

―議事の様子を記載―

8割の賛同を得られたため可決されました。

◎第3号議案　代表者の選出について

―議事の様子を記載―

満場一致で●●●●氏に決定されました。

令和〇〇年△△月□□日開催の〇〇自治会□□総会議事録であることを証明する。

令和〇〇年△△月□□日

議　　長　△△△△　㊞

議事録署名人　□□□□　㊞

議事録署名人　××××　㊞

議長1名、議事録署名人は**2名**以上です。
署名・押印(シャチハタ不可)をお願いします。

自治会・町内会の法人化の手引　－地縁団体の法人化マニュアル－
【第4版】

発行：令和8年 10 月
問い合わせ先：近江八幡市　総合政策部　まちづくり協働課
〒523－8501　近江八幡市桜宮町236番地
TEL：0748－36－5552
FAX：0748－36－5553
E-mail：010406@city.omihachiman.lg.jp

URL：https://www.city.omihachiman.lg.jp/soshiki/machizukuri/1/3/1194.html